

東海汽船株式会社に対する行政処分に関する要望

離島航路は三宅島にとって、生活物資・工事資材の調達、漁業・農業の出荷、観光客の来島、さらには医療・福祉・防災体制の維持に不可欠な交通インフラであります。

また、令和八年八月一日に発生した都道伊豆大久保港線斜面崩落により、大久保地区での断水のほか、高圧電線切断による停電の影響は島内全域に及んでおり、猛暑の中で生活環境の悪化に加え、復旧資材運搬の海上輸送量の確保が懸念されております。

このたび、東海汽船株式会社に対し、海上運送法に基づく業務停止命令等の行政処分に向けた手続きが国土交通省において進められているとする報道を受け、島民や島内事業者の間には、今後の安全運航体制や運航停止に対する不安が広がっております。

つきましては、村民の生活や地域経済、さらには都道斜面崩落によるライフライン復旧を支える離島航路の運航途絶は、村民の日常生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられるため、代替輸送手段の確保等、島民生活への影響を最小限に抑えるべく、東京都として必要な支援及び対策について格別のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

令和八年八月六日

東京都三宅島三宅村坪田一七七四番地

三宅村長 山高 亜紀子

三宅村議会議長 谷 寿文

東京都知事 小池 百合子 殿